

鴨川市職員暫定再任用実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第5号

鴨川市職員暫定再任用実施要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員暫定再任用実施要綱（平成26年鴨川市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「暫定再任用職員」を「暫定再任用をする職員（以下「暫定再任用職員」）に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。